

## 水俣市住居取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における移住・定住を促進するため、本市に転入し、市内に住宅を取得した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、水俣市補助金等交付規則（昭和62年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 本市の住民基本台帳に登録され、かつ、生活の本拠が本市にあることをいう。
- (2) 住宅 自己の居住の用に供し、居室、台所、便所、浴室等が設置されている建築物をいう。
- (3) 新築住宅 前号に規定する住宅のうち、新たに建築する住宅で、人の居住の用に供されたことのない住宅をいう。
- (4) 中古住宅 第2号に規定する住宅のうち、人の居住の用に供したことがある住宅をいう。ただし、3親等内の親族から購入する住宅は除く。
- (5) 市内事業者 本市に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とし、補助金の額及び補助期間は別表のとおりとする。

- (1) 令和4年4月1日以降に本市に転入した者であること。
- (2) 本市に転入した日の前日から起算して過去1年間、本市の住民基本台帳に登録されていない者であること。
- (3) 本市への転入前に住宅の取得に関する契約（以下「契約」という。）を行い、かつ転入前6月以内又は転入後3月以内に引渡し及び所有権保存（移転）登記を行った者であること。ただし、令和4年3月31日までに契約を行った場合を除く。
- (4) 申請日において、5年以上継続して定住する意思があること。
- (5) 申請日において、居住する地域の自治会に加入している世帯に属している者であること。
- (6) 補助対象者及び補助対象者が属する世帯の世帯員が、水俣市の職員（会計年度任用職員及び特別職を含む。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がないこと。
- (8) 補助対象者及び補助対象者が属する世帯の世帯員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

又は暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

（補助金の認定申請及び交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、水俣市住居取得支援補助金認定申請兼交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、2年目以降については、水俣市住居取得支援補助金交付申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）により行うものとする。

- （1） 誓約書兼同意書（様式第3号。2年目以降の申請の場合を除く。）
  - （2） 工事請負契約書又は売買契約書の写し等（2年目以降の申請の場合を除く。）
  - （3） 取得した住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）又はその写し
  - （4） 世帯全員の住民票の写し
  - （5） 市税に滞納がないことを証する書類
  - （6） その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、転入日又は所有権保存（移転）登記日のいずれか遅い日から起算して3月以内に行わなければならない。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。なお、2年目以降については、前年度の交付決定日から起算して11月を経過した日以降に行うものとする。

（補助金の認定及び交付決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助対象者と認めるときは、水俣市住居取得支援補助金認定書兼交付決定兼確定通知書（様式第4号。以下、「通知書」という。）により通知するものとする。ただし、2年目以降については、水俣市住居取得支援補助金交付決定兼確定通知書（様式第5号。以下「通知書」という。）により通知するものとする。

2 審査の結果、補助金の交付を不適当と認めるときは、水俣市住居取得支援補助金不交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、交付決定日から1月以内又は、申請年度の属する2月20日のいずれか早い日までに水俣市住居取得支援補助金請求書（様式第7号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（認定の取り消し）

第8条 市長は、補助金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

- （1） 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金の申請日から5年未満で本市から転出したとき。

- (3) 補助金の申請日から5年未満で対象住宅を売却又は賃貸借したとき。  
(4) その他この要綱に違反したとき。
- 2 前項の規定により認定の取り消しを決定したときは、水俣市住居取得支援補助金認定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定による取り消しを受けた者に既に交付した補助金がある場合は、補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- 2 前項の規定により補助金の返還を命じるときは、水俣市住居取得支援補助金返還通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	1年目	2年目	3年目
市内事業者が建築した新築住宅	20万円	20万円	10万円
市外事業者が建築した新築住宅	20万円	10万円	—
中古住宅	20万円	—	—
県外移住者加算	20万円	—	—